

鹿角市公告第21号

市有財産(土地)の公売することについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、  
次のとおり公告する。

平成30年 4月 6日

鹿角市長 児玉一

1. 入札に付する物件

不動産(土地)

物件番号	所在地	地目	地積	予定価格
土地第1号	鹿角市八幡平字湯瀬一羽根23番14	宅地	381.13m <sup>2</sup>	3,010,000円
土地第2号	鹿角市十和田毛馬内字柏崎5番1	宅地	528.68m <sup>2</sup>	3,300,000円
土地第3号	鹿角市十和田毛馬内字下小路61番19	宅地	227.77m <sup>2</sup>	2,780,000円
土地第4号	鹿角市十和田毛馬内字横道31番5	宅地	442.17m <sup>2</sup>	4,550,000円
土地第5号	鹿角市十和田毛馬内字横道31番6	宅地	329.39m <sup>2</sup>	3,490,000円
土地第6号	鹿角市十和田毛馬内字下夕道18番12	宅地	574.27m <sup>2</sup>	3,840,000円
土地第7号	鹿角市花輪字刈又34番10	雑種地	402m <sup>2</sup>	3,010,000円
土地第8号	鹿角市尾去沢字軽井沢43番27	宅地	302.46m <sup>2</sup>	1,810,000円

2. 契約条項を示す場所及び参加申込期間

場所 ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム上  
(URL [http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k\\_akt\\_kazuno\\_city](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_akt_kazuno_city))

及び鹿角市総務部財政課管財地籍班(電話0186-30-0210)

期間 平成30年 4月 6日(金)午後1時から 同年 4月23日(月)午後2時まで  
(財政課管財地籍班窓口での問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から  
午後5時15分まで)

3. 入札執行の場所及び期間

場所 ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム上  
(URL [http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k\\_akt\\_kazuno\\_city](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_akt_kazuno_city))

期間 平成30年 5月10日(木)午後1時から 同年 5月17日(木)午後1時まで

4. 不動産現地説明会及び動産下見会

日時 平成30年 4月 6日(金)から 同年 4月23日(月)まで  
※但し、入札参加申込みをした者は入札開始日前日(平成30年 5月 9日(水))まで下見できるものとする。  
午前9時00分から 午後5時00分まで  
(物件を下見する際は財政課管財地籍班窓口で受け付けすること。)

5. 入札参加者の資格

- ・「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」を平成30年 4月23日(月)の午後5時15分までに必要書類を添えて鹿角市総務部財政課に提出した者(郵送の場合は申込締切日の消印有効)
- ・入札開始2開庁日前(平成30年 5月 8日(火))までに入札保証金を納入した者  
ただし以下のいずれかに該当する場合は参加することが出来ない。
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者 及び 同条の4第2項各号に該当する者で、  
その事実があった後2年間を経過していない者
- ・日本語を完全に理解出来ない者
- ・鹿角市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及びYahoo!官公庁オークションに関連する規約・ガイ  
ドラインの内容を承諾せず、順守出来ない者
- ・公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

6. 入札参加申込に必要な書類等

- ・運転免許証、住民基本台帳カード、保険証、旅券(パスポート)、住民票等公的機関発行の証(法人の場合は、商業登記簿謄本)の内いずれかの写し(コピー)
- ・不動産物件へ申し込む個人は、上記の書類の他、市町村が発行する身分証明書(原本)  
(共同入札の場合は各人1通ずつ用意すること。)

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は、予定価格の100分の10以上とし、以下の方法により納入するものとする。  
(2) 入札保証金の納付方法は以下のとおりとする。ただし、物件により利用出来ない納付方法もあるため、  
公有財産売却システム上の物件詳細画面でどの方法が指定されているか確認のうえ納入すること。
  - ・クレジットカードによる納付
  - ・銀行振込による納付
  - ・現金書留による納付
  - ・郵便為替による納付(郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限る)
  - ・現金もしくは銀行振出の小切手による納付(小切手による場合、秋田手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたものに限る)  
※現金書留の郵送料又は為替手数料などについては、参加申込者の負担とする。
- ② 契約保証金は、入札保証金より充当するものとする。

8. 郵便による提出の場合は参加申込み締切日の消印を有効とする。

9. 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
10. その他詳細に関しては、鹿角市総務部財政課管財地籍班(電話0186-30-0210)に照会のこと。